

第17回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2026年3月26日(木曜日) 午後1時
午後0時30分開場予定

開催場所

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
恵比寿ガーデンプレイスタワー 8階
株式会社Orchestra Holdings 本社会議室

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役6名選任の件

目次

第17回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
事業報告	9
連結計算書類	27
計算書類	29
監査報告	31

株式会社Orchestra Holdings

株 主 各 位

証券コード：6533
(発送日) 2026年3月10日
(電子提供措置の開始日) 2026年3月3日

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
株式会社 Orchestra Holdings
代表取締役社長 中 村 慶 郎

第17回定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当社の定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://orchestra-hd.co.jp/>

(上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://mep.orchestra-hd.co.jp>

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年3月25日（水曜日）午後7時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年3月26日（木曜日）午後1時（午後0時30分開場予定）
2. 場 所 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号 恵比寿ガーデンプレイスタワー8階
株式会社Orchestra Holdings 本社会議室
（末尾記載の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第17期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第17期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）計算書類の内容報告の件
決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役6名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）
書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
 - ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いておりません。
 - ① 事業報告の「新株予約権等に関する事項」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
 - ② 連結計算書類の「連結持分変動計算書」「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
 - ◎株主総会決議通知の発送は行わず、本総会の結果は当社ウェブサイトに掲載させていただく予定です。

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金の処分の件

当社は株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題の一つと認識しており、M&Aや新事業領域への成長投資により株主価値の継続的向上を目指すとともに、事業拡大に関する資金需要、経営成績及び財政状態等を総合的に勘案したうえで利益還元策を実施していきたいと考えております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき12円
配当総額113,206,416円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年3月27日

取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び 担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
1 再任	なかむら よしろう 中村 慶郎 (1974年10月22日)	1998年4月 野村證券株式会社入社 1999年4月 モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社入社 2001年3月 バンクオブアメリカNA入社 2005年7月 ロンドン大学経営学修士課程修了 2005年9月 日本ロレアル株式会社入社 2009年6月 当社設立、取締役就任 2011年3月 当社代表取締役就任 2017年6月 株式会社Orchestra Investment代表取締役就任（現任） 2019年4月 当社代表取締役社長就任（現任） 2021年3月 株式会社アイズ社外取締役就任（現任） 2021年11月 株式会社アールストーン取締役就任（現任） 2023年4月 株式会社ヴェス代表取締役就任（現任） 2024年8月 株式会社NEXT ONE社外取締役就任（現任） 2024年10月 株式会社ランド・ホー取締役就任（現任）	1,690,900株
【選任理由】 中村慶郎氏は、当社創業メンバーの一人であり、企業経営における幅広い見識と豊かな経験を有していることから、当社グループの持続的な企業価値向上を実現するために必要不可欠であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。			

候補者 番号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位及び 担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
2 再任	さとう としき 佐藤 亨樹 (1979年3月1日)	2002年4月 株式会社大広入社 2009年6月 当社設立 2011年2月 当社取締役就任 2016年3月 当社代表取締役COO就任 2017年6月 株式会社Orchestra Investment代表取締 役就任(現任) 2018年12月 株式会社NEXYZ.Group社外取締役就任 (現任) 2019年4月 当社代表取締役就任(現任) 2020年10月 株式会社バルニバービ社外監査役就任 2021年11月 株式会社アールストーン取締役就任(現 任) 2023年4月 株式会社ヴェス代表取締役就任(現任)	1,581,800株
	<p>【選任理由】</p> <p>佐藤亨樹氏は、当社創業メンバーの一人であり、企業経営における幅広い見識と豊かな経験を有していることから、当社グループの持続的な企業価値向上を実現するために必要不可欠であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>		
3 再任	すずき けんじ 鈴木 謙司 (1980年11月18日)	2004年4月 アビームコンサルティング株式会社入社 2006年2月 株式会社サイバーエージェント入社 2011年9月 株式会社ビズスタイル入社 2012年1月 当社入社 2013年3月 当社取締役デジタルマーケティング事業 担当就任(現任) 2017年7月 株式会社デジタルアイデンティティ代表 取締役就任(現任) 2021年11月 株式会社ぱむ取締役就任 2021年11月 株式会社ピース取締役就任 2022年3月 株式会社ぱむ代表取締役就任(現任) 2022年3月 株式会社ピース代表取締役就任(現任)	324,000株
	<p>【選任理由】</p> <p>鈴木謙司氏は、取締役としてデジタルマーケティング事業を牽引し、2017年には当社子会社である株式会社デジタルアイデンティティの代表取締役に就任し、当社グループの成長に大きく貢献して参りました。これらの実績を基に当社の企業価値向上のために適任であると判断し、引き続き取締役候補者としました。</p>		

候補者 番号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位及び 担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4 再任	いよぎ なおみ 五代儀 直美 (1975年8月26日)	1998年4月 野村証券株式会社入社 2000年6月 EYトラザクシヨウ・アドバイザー・サービス株式会社入社 2003年10月 新日本監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所 2007年8月 ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限会社入社 2014年9月 当社入社 コーポレートマネジメント部門長就任 2014年10月 当社取締役就任 2015年11月 当社取締役CFO就任(現任) 2017年6月 株式会社Orchestra Investment取締役就任(現任) 2023年4月 株式会社ヴェス取締役就任(現任)	174,500株
	<p>【選任理由】 五代儀直美氏は、監査法人や外資系金融機関での勤務にて得た経験をもとに、財務会計を中心として経営管理に関する豊富な経験と広い見識を有しております。今後も当社グループの経営管理領域の強化に向けて同氏の知見が必要であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。</p>		
5 再任	わかまつ としき 若松 俊樹 (1977年9月19日)	2005年10月 第二東京弁護士会登録 2005年10月 佐藤総合法律事務所入所 2011年6月 株式会社イワキ監査役就任 2016年6月 当社社外取締役就任(現任) 2019年3月 ニューラルグループ株式会社監査役就任 2019年10月 Saltus法律事務所 代表就任(現任) 2021年4月 ベステラ株式会社社外取締役就任(現任) 2024年3月 ニューラルグループ株式会社社外取締役就任(現任)	—
	<p>【選任理由及び期待される役割の概要】 若松俊樹氏は、弁護士として長年にわたり数多くの上場準備会社に対するアドバイス、新規株式公開に関連する法律事務、上場企業のM&A、一般企業法務及び訴訟等に幅広く従事しております。過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、同氏の高い専門性と経験により、当社の経営体制が強化できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。同氏が社外取締役に選任された場合に果たすことが期待できる役割は、当社のコーポレートガバナンスの強化への貢献、社外・独立的な立場からの経営への監督であります。</p>		

候補者 番号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位及び 担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
6 再任	いわい ひろゆき 岩井 裕之 (1971年9月15日)	1995年4月 株式会社星光堂入社 2005年5月 株式会社ネットプロテクションズ入社 2011年1月 かつこ株式会社設立 代表取締役就任(現任) 2022年3月 当社社外取締役就任(現任) 2022年4月 株式会社ダイブ社外取締役就任(現任)	—
	<p>【選任理由及び期待される役割の概要】</p> <p>岩井裕之氏は、経営者として長年にわたり経験を積まれており、当社の経営戦略に関して適切なお助言を頂くことにより、当社の経営体制が強化できるものと考え社外取締役の選任をお願いするものであります。同氏が社外取締役に選任された場合に果たすことが期待できる役割は、社外の立場からの経営へのアドバイスになります。</p>		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 若松 俊樹氏および岩井 裕之氏は、社外取締役候補者であります。
3. 若松 俊樹氏および岩井 裕之氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって若松氏は9年9か月、岩井氏は4年0か月となります。
4. 当社は、若松 俊樹氏および岩井 裕之氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。両氏の再任が承認された場合には、両氏との当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の法律上の損害賠償金(和解金を含む)、損害賠償請求の解決のために負担すべき防御費用(訴訟費用、弁護士報酬など)、公的機関により被保険者個人が調査を受けた場合の弁護士等に相談する費用等の損害を当該保険契約によって填補することとしております(ただし、故意による法令違反や詐欺行為の場合を除く)。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、若松 俊樹氏および岩井 裕之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

7. 第2号議案が承認可決された場合の当社取締役のスキル・マトリックスは下表のとおりです。なお、下表は、各取締役が有する全ての専門性や経験を表すものではありません。

(取締役のスキル・マトリックス)

氏名	経営戦略	金融・ファイナンス	マーケティング	会計	法務・コンプライアンス	IT・デジタル
中村慶郎	●	●				
佐藤亨樹	●		●			
鈴木謙司	●		●			
五代儀直美		●		●		
若松俊樹					●	
岩井裕之	●					●

以上

事業報告 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

技術進展が進むIT分野では、少子高齢化が進む中、今後IT人材不足がますます深刻化し、2030年には約45万人までIT人材の不足規模が拡大するとの推計結果が出ております。(出所:経済産業省委託事業「IT人材需給に関する調査」)

また、デジタルトランスフォーメーション(DX)のトレンドが進展する中、生産性の向上や業務の効率化を目的にクラウドファースト戦略を実行する企業は引き続き増加傾向となっております。また、企業が従来型ITからクラウドへ移行するクラウドマイグレーションは、対象システム領域の多様化が顕著となっており、WEBシステムや情報系システムから基幹系システムへと対象システム領域が拡大しております。2024年の国内クラウド市場は、前年比29.2%増の9兆7,084億円(売上額ベース)となりました。また、2024年~2029年の年間平均成長率(CAGR:Compound Annual Growth Rate)は14.6%で推移し、2029年の市場規模は2024年比約2.0倍の19兆1,965億円になると予測されております。(出所:IDCJapan株式会社「国内クラウド市場予測、2025年~2029年」)

デジタルマーケティング領域においては、2024年のインターネット広告市場が3兆6,517億円(前年比109.6%:株式会社電通発表)となりました。進展する社会のデジタル化を背景に、総広告費における「インターネット広告費」は堅調に伸長し、総広告費に占める構成比は47.6%にまで達しております。

このような環境のもと、当社グループのデジタルトランスフォーメーション事業においては、クライアントのDXを“Transformation”まで支援できる企業、コンサルティングとともに先端テクノロジーの提案が可能な集団を目指すという長期計画を掲げております。

当連結会計年度において、デジタルトランスフォーメーション事業の中核企業である株式会社Sharing Innovations(連結ベース)では、上期に、主に営業体制の整備と新規領域の体制強化を図るための採用や品質改善対応といった投資を実行し、下期にかけて利益が増加することを見込んでおりましたが、当社を取り巻く外部環境の変化を受け、Salesforce領域、SES領域の収益が減益となり、データ、ITコンサルティングといった新規事業領域が伸長するも、当初の計画を下回りました。Salesforce領域では、前年より中堅・エンタープライズ向けに軸足をシフトしてまいりましたが、案件の難易度・サイズアップが加速し、難易度・サイズに対応できるプロジェクトマネージャー(PM)・プロジェクトリーダー(PL)の必要性が増しております。それに伴い、PM・PLの不足から当初の計画より案件数、売上高が減少いたしました。SES(パートナー)領域では、業界で内製化が進展し、専門性の高い市場へニーズがシフトしております。レガシー、ロースキル領域は市場ニーズが減少し、当社の売上も減少いたしました。ただ、営業体制を強化したことで、直近は当社への引き合いが増加しております。

PM・PLを採用することで、Salesforce領域では中堅・エンタープライズ向けの案件により対応できるようになりますが、採用市場でのPM・PLの採用難易度の高まりを受けて、継続して採用活動を行うものの、Salesforce領域以外で新規事業強化やコストダウンの推進を進め、採用によらない収益改善の施策にも取り組んでおります。新規事業領域では、今年より注力しているデータ事業、ITコンサルティング事業が前年比で伸長しております。データ事業では案件数が増加し、パートナーエンジニアと協働して、案件を推進しております。ITコンサルティング事業では、2025年8月にM&AでCoznet合同会社をグループに迎え入れ、ERP領域を強化いたしました。プロパーのエンジニアをアサインすることで、こなせる案件も増えるため、成長率の高い新規事業へ社内リソースをシフトしてまいります。さらにERP領域では採用も推進し、新規事業領域全体の強化を図っております。また、コストダウンの面では、現時点で賃料や社内でも利用している各種システムのライセンス費用等の見直しに着手しており、2026年には、2025年比で約1億円の固定費削減を見込んでおります。一方で、M&Aにより2023年以降新たにグループジョインした企業、特にソフトウェアテスト事業等を展開する企業の業績が好調なことから、デジタルトランスフォーメーション事業全体の業容は拡大しております。

デジタルマーケティング事業においては、積極的な人材投資を行うとともに、主力サービスである運用型広告を中心に引き続き拡販を進めるとともにサービスラインナップの拡充に努め、またこれまでにM&Aを実施した企業の成長を取り込んでまいりました。

I P・エンタメ事業の事業ドメインであるコンテンツ産業の市場規模は14兆円を超え、過去最高の数値を記録しております。（出所：一般社団法人デジタルコンテンツ協会「デジタルコンテンツ白書2025」）

このような環境のもと、当社グループ内でも、今後、関連する事業の売上高の拡大が見込まれることから、当連結会計年度より新たな事業セグメントとしてI P・エンタメ事業を設けております。

以上の結果、当連結会計年度の売上収益は15,768,184千円（前期比12.3%増）、営業利益1,442,982千円（前期比8.4%増）、親会社の所有者に帰属する当期利益816,839千円（前期比10.3%増）となりました。

（注）当社グループは、当連結会計年度より、国際財務報告基準（IFRS）を適用しており、前期の財務数値についても日本基準で発表された数値をIFRSに組み替えて比較しております。

セグメントの業績を示すと、次のとおりです。なお、以下の前期比較については、前期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しております。

① デジタルトランスフォーメーション事業

当事業においては、事業開始からM&Aを推進し、同時にIT人材の採用を行うことで開発体制の拡充を進めてまいりました。IT利活用の多様化・高度化に伴い拡大するIT需要を取り込み、クラウドインテグレーション、ソフトウェアテスト、各種Webシステム開発等の案件を受注しております。

以上の結果、当連結会計年度の売上収益は7,615,090千円（前期比11.9%増）、セグメント利益は672,306千円（前期比42.5%増）となりました。

② デジタルマーケティング事業

当事業においては、積極的な人材投資を進めつつも、インターネット広告市場が堅調に伸長する環境のもと、主力サービスである運用型広告を中心に、既存取引先からの受注増額や新規取引先獲得のための施策を進めるとともに、M&Aした企業の成長を取り込んでまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上収益は5,705,316千円（前期比1.1%増）、セグメント利益は、1,851,053千円（前期比7.9%減）となりました。

③ IP・エンタメ事業

当事業においては、ゲームの開発・受託運営やチャットで相談できる占いサービスといったデジタルコンテンツの展開、自社IPの活用を推進しております。

以上の結果、当連結会計年度における売上収益は1,767,312千円（前期比98.2%増）、セグメント利益は、57,474千円（前期比81.5%増）となりました。

④ その他

その他の事業においては、タレントマネジメントシステム「スキルナビ」の開発・販売、人材紹介事業等に取り組んでおります。

以上の結果、当連結会計年度の売上収益は876,356千円（前期比9.0%増）となりました。また、当連結会計年度におけるセグメント損失は、42,548千円（前期は74,500千円の損失）となりました。

2. 重要な組織再編等の状況

当社子会社の株式会社ヴェスは、2025年1月30日付で、株式会社日本技研プロフェッショナルアーキテクトの株式を取得し、同社を完全子会社としております。

3. 財産及び損益の状況

(1) 企業集団の財産及び損益の状況

IFRS

区	分	第 16 期 (2024年12月期)	第 17 期 (当連結会計年度) (2025年12月期)
売上収益	(百万円)	14,036	15,768
営業利益	(百万円)	1,331	1,442
親会社の所有者に帰属する当期利益	(百万円)	740	816
基本的 1 株当たり当期利益	(円)	75.45	84.92
資産合計	(百万円)	14,380	16,159
資本合計	(百万円)	6,497	7,014
1 株当たり親会社所有者帰属持分	(円)	619.69	688.95

(注) 当社は、第17期（当連結会計年度）よりIFRSに基づいて連結計算書類を作成しております。また、ご参考までに第16期の諸数値をIFRSに組み替えて表示しております。

日本基準

区	分	第 14 期 (2022年12月期)	第 15 期 (2023年12月期)	第 16 期 (2024年12月期)
売上高	(百万円)	10,377	12,109	14,036
経常利益	(百万円)	1,400	776	783
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	853	474	331
1 株当たり当期純利益	(円)	87.12	48.31	33.80
総資産	(百万円)	11,410	12,712	12,821
純資産	(百万円)	5,735	6,036	6,125
1 株当たり純資産額	(円)	528.39	558.68	583.66

(2) 当社の財産及び損益の状況

区	分	第 14 期 (2022年12月期)	第 15 期 (2023年12月期)	第 16 期 (2024年12月期)	第 17 期 (当事業年度) (2025年12月期)
売上高	(百万円)	796	1,066	1,151	1,287
経常利益	(百万円)	72	97	46	51
当期純利益又は 当期純損失(△)	(百万円)	△390	40	△271	△86
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	(円)	△39.89	4.10	△27.64	△8.97
総資産	(百万円)	3,655	5,011	4,880	6,399
純資産	(百万円)	2,205	2,163	1,643	1,200
1株当たり純資産額	(円)	224.81	205.74	169.03	127.26

4. 対処すべき課題

(1) デジタルトランスフォーメーション事業

新技術への対応

当社グループが属する業界では技術革新が絶え間なく行われており、近年は特にA I（人工知能）の活用等により、テクノロジーの進化が進んでおり、併せてユーザーニーズも変化しております。同時に既存ベンダ、他業種からの新規参入、M&A等IT業界全体として、競争が活発化しております。

このような事業環境のもとで、当社グループが継続的に事業を拡大していくためには、新技術に適時に対応していくことが必要であると認識しており、新技術及び新サービスの開発を継続的に行うとともに、優秀な人材の確保に取り組んでおります。

(2) デジタルマーケティング事業

① マーケティング支援体制の強化

当社グループは、インターネット広告代理事業を行うだけでなく、データ解析及び細分化された仮説検証による独自のマーケティングメソッドに基づくコンサルティングを実施することにより、ユーザー視点に立脚した戦略立案、専門部隊による運用、綿密な分析に基づく改善提案により、クライアント企業とその顧客・ユーザーとの間に最適なコミュニケーションを設計してまいりました。今後も、MA/CRM支援を含むマーケティング全体の最適化を支援する体制をさらに強化するとともに、A I（人工知能）の活用といった新たな技術やツールに柔軟に対応したサービスの提供を推進してまいります。

② インターネット広告市場におけるシェア拡大

我が国の広告支出においては、2024年のインターネット広告市場が3兆6,517億円（前年比9.6%増：株式会社電通発表）となりました。進展する社会のデジタル化を背景に、総広告費における「インターネット広告費」は堅調に伸長し、総広告費に占める構成比は47.6%にまで達しております。

このような環境の中、拡大中のデジタルマーケティング市場における需要の取り込みを更に加速させてまいります。

(3) IP・エンタメ事業

シナジー創出

当事業は、タレント・アイドルに関連する事業とゲームの受託開発・運営受託事業等を有しております。タレント・アイドルに関連する事業に関しては、タレント・アイドルの獲得・育成・マネジメントが重要であるとの認識に立ち、それらの手法や体制の確立を推進してまいります。また、知名度獲得のためのプロモーション等の投資も重要であることから、そのタイミングと投資額を適切に見極めることで収益機会の獲得に努めてまいります。

ゲームの受託開発・受託運営事業に関しては、ゲーム市場の多様化・細分化が進んでいる環境のもと、安定的な開発案件の獲得が重要であることから、社内の開発技術の高度化による競争力の強化に努めてまいります。

(4) 海外展開への対応

経済活動のグローバル化に伴い、当社グループにおいても、海外市場への対応が必要であると認識しております。かかる課題に対して、当社グループでは市場調査等を引き続き進め、海外における事業体制の強化等を検討しております。

(5) 人材確保と人材育成

当社グループの企業規模の拡大及び成長のためには、高付加価値なサービスを提供し、継続的に高い顧客満足度を得る必要があると考えております。そのためには、社員全員が経営理念や経営方針を深く理解し、チームワークを発揮していく必要があります。当社グループでは、採用活動を積極的に推進するとともに、社員への教育体制の整備及び改善を図り、チームを構成する個々人の才能を伸ばす取り組みを推進してまいります。

(6) 内部管理体制の強化

当社グループは、今後もより一層の企業規模の拡大及び成長を見込んでおります。そのため、企業規模拡大に応じた内部管理体制の構築を図るために、コーポレート・ガバナンスを重視し、リスクマネジメントの強化、並びに金融商品取引法における内部統制報告制度の適用等も踏まえた内部統制の継続的な改善及び強化を推進してまいります。

また、当社の事業に関連する法規制や社会的要請等の環境変化にも対応すべく、内部管理体制の整備及び改善に努めてまいります。

5. 主要な事業内容（2025年12月31日現在）

事業内容	主なサービス
デジタルトランスフォーメーション事業	ソフトウェアテスト、各種Webシステム開発、スマホアプリ開発、クラウドインテグレーション
デジタルマーケティング事業	運用型広告、SEOコンサルティング、クリエイティブサービス
IP・エンタメ事業	ゲームの開発・受託運営、古いアプリサービス、自社IPの活用
その他	タレントマネジメントシステム、人材紹介事業等

(注) 当連結会計年度より、報告セグメントを「デジタルトランスフォーメーション事業」「デジタルマーケティング事業」の2セグメントから、「デジタルトランスフォーメーション事業」「デジタルマーケティング事業」「IP・エンタメ事業」の3セグメントに変更しております。

6. 主要な事業所及び使用人の状況（2025年12月31日現在）

(1) 主要な事業所

① 当社

本社：東京都渋谷区

② 子会社

株式会社デジタルアイデンティティ

（本社：東京都渋谷区、支社：九州支社（福岡県福岡市）、札幌支社（北海道札幌市））

株式会社Sharing Innovations

（本社：東京都渋谷区、支社：エンジニアセンター（東京都渋谷区）、支社：福岡オフィス（福岡県福岡市）、支社：大分オフィス（大分県大分市）、支社：大阪オフィス（大阪府大阪市））

株式会社ヴェス（本社：東京都渋谷区）

株式会社Orchestra Investment（本社：東京都渋谷区）

株式会社ワン・オー・ワン（本社：東京都渋谷区）

株式会社アールストーン（本社：東京都渋谷区）

株式会社ランド・ホー（本社：東京都大田区）

株式会社日本技研プロフェッショナルアーキテクト（本社：東京都新宿区）

(2) 使用人の状況

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
デジタルトランスフォーメーション事業	606名	114名増
デジタルマーケティング事業	375名	16名減
IP・エンタメ事業	106名	16名減
その他	41名	11名減
全社（共通）	50名	4名減
合計	1,178名	67名増

- (注) 1. 使用人数は、契約社員を含む就業人員数であります。臨時雇用者は当連結会計年度の平均人数が使用人数の10%に満たないため、記載を省略しております。
2. 全社（共通）は、特定のセグメントに区分できない管理部門の使用人であります。
3. 使用人数が前連結会計年度末と比べて67名増加しております。主な理由は、当社子会社の株式会社ヴェス（デジタルトランスフォーメーション事業）が、2025年1月30日付で株式会社日本技研プロフェッショナルアーキテクトの株式を取得し完全子会社化したこと、また、2025年2月26日付で株式会社ケーウェイズの株式を取得し完全子会社化したこと、及び業容の拡大に伴い採用が増加したためであります。
4. 当連結会計年度より事業区分を変更したため、前連結会計年度末比増減については、前連結会計年度の数値を変更後の事業区分に組み替えて比較しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
40名	3名増	39.0歳	4.9年

7. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

名 称	住 所	資本金または 出 資 金 (百万円)	主 要 な 事 業 の 内 容	議 決 権 の 所 有 割 合 (%)
株式会社デジタルアイデンティティ	東京都渋谷区	110	デジタルマーケティング事業	100.0
株式会社 Sharing Innovations	東京都渋谷区	436	デジタルトランスフォーメーション事業、IP・エンタメ事業	71.5
株式会社ヴェス	東京都渋谷区	10	デジタルトランスフォーメーション事業（ソフトウェアテストサービス）	100.0
株式会社 Orchestra Investment	東京都渋谷区	47	投資事業	100.0
株式会社ワン・オー・ワン	東京都渋谷区	100	タレントマネジメントシステムの開発、販売	100.0
株式会社アールストーン	東京都渋谷区	20	人材紹介事業	100.0
株式会社ランド・ホー	東京都大田区	60	IP・エンタメ事業（ゲームの開発・運営受託）	100.0
株式会社日本技研プロフェッショナルアーキテクト	東京都新宿区	90	デジタルトランスフォーメーション事業	100.0

- (注) 1. 議決権比率には子会社による間接所有を含んでおります。
2. 当社子会社の株式会社ヴェスは、2025年1月30日付で株式会社日本技研プロフェッショナルアーキテクトの株式を取得し、同社を完全子会社としております。
3. 当連結会計年度よりセグメント区分を変更し、従来「その他」に含めておりました「IP・エンタメ事業」を区分することといたしました。
4. 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	株式会社ヴェス
特定完全子会社の住所	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	1,959百万円
当社の総資産額	6,399百万円

8. 主要な借入先及び借入額（2025年12月31日現在）

借入先	借入残高
株式会社みずほ銀行	1,421,188千円
株式会社三井住友銀行	1,082,263千円
三井住友信託銀行株式会社	405,400千円
株式会社りそな銀行	400,548千円
日本生命保険相互会社	325,000千円

9. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 株式に関する事項

- | | |
|--------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 31,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 10,034,200株 |
| ③ 当事業年度末の株主数 | 5,844名 |
| ④ 上位10名の株主 | |

株主名	持株数	持株比率
中村慶郎	1,690,900株	17.92%
佐藤亨樹	1,581,800株	16.77%
慶キャピタル株式会社	775,200株	8.22%
T S K capital株式会社	775,200株	8.22%
脇山季秋	410,000株	4.35%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	402,300株	4.26%
鈴木謙司	324,000株	3.43%
蔭山恭一	210,000株	2.23%
岩崎泰次	181,500株	1.92%
五代儀直美	174,500株	1.85%

- (注) 1. 当社は、自己株式600,332株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式(600,332株)を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

イ. 自己株式の取得

2025年5月14日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式を取得いたしました。

取得した株式の種類及び数 普通株式 60,000株

取得価額の総額 49,974千円

取得した期間 2025年5月15日から同年5月30日まで

ロ. 自己株式の取得

2025年8月14日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式を取得いたしました。

取得した株式の種類及び数 普通株式 230,700株

取得価額の総額 199,931千円

取得した期間 2025年8月15日から同年11月26日まで

3 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役

地 位	氏 名	担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	中 村 慶 郎		株式会社Orchestra Investment代表取締役、株式会社アイズ社外取締役、株式会社アールストーン取締役、株式会社ヴェス代表取締役、株式会社NEXT ONE社外取締役、株式会社ランド・ホーム取締役
代表取締役	佐 藤 亨 樹		株式会社Orchestra Investment代表取締役、株式会社NEXYZ.Group社外取締役、株式会社アールストーン取締役、株式会社ヴェス代表取締役
取締役	鈴 木 謙 司	デジタルマーケティング 事業 担 当	株式会社デジタルアイデンティティ代表取締役、株式会社ばむ代表取締役、株式会社ピース代表取締役
取締役 C F O	五代儀 直 美		株式会社Orchestra Investment取締役、株式会社ヴェス取締役
取締役	若 松 俊 樹		Saltus法律事務所代表、ニューラルグループ株式会社社外取締役、バステラ株式会社社外取締役
取締役	岩 井 裕 之		かっこ株式会社代表取締役、株式会社ダイブ社外取締役
常勤監査役	中 島 由 紀 子		株式会社デジタルアイデンティティ監査役、株式会社ワン・オー・ワン監査役、中島公認会計士事務所代表、株式会社スタジオアタオ社外取締役
監査役	杉 浦 直 樹		株式会社アセットプライム代表取締役、税理士法人アセットプライム代表社員、杉浦公認会計士事務所代表
監査役	岩 波 竜 太 郎		岩波公認会計士事務所代表、アイプラスアドバイザー株式会社代表取締役、興誠監査法人社員、Global Vascular株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役若松俊樹氏及び岩井裕之氏は、社外取締役であります。
 2. 取締役若松俊樹氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
 3. 監査役中島由紀子氏、杉浦直樹氏及び岩波竜太郎氏は、社外監査役であります。
 4. 監査役中島由紀子氏、杉浦直樹氏及び岩波竜太郎氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会

計に関する相当程度の知見を有するものであります。

- 取締役若松俊樹氏、岩井裕之氏、監査役中島由紀子氏、杉浦直樹氏及び岩波竜太郎氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
- 取締役若松俊樹氏、岩井裕之氏、監査役中島由紀子氏、杉浦直樹氏及び岩波竜太郎氏が兼職している他の法人等と当社との間には、特別な関係はありません。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び監査役全員と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としています。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、被保険者が会社役員などの地位に基づいて行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用などを補償することとしています。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害などは補償対象外とすることにより、役員などの職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

4. 取締役及び監査役の報酬等

(1)役員報酬等の内容の決定に関する方針等

①取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2016年3月28日開催の第7回定時株主総会において年額5億円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名です。

監査役の金銭報酬の額は、2022年3月29日開催の第13回定時株主総会において年額300万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。

②役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

ア. 取締役の個人別の報酬等(業績連動報酬等または非金銭報酬等のいずれでもない報酬等に限り、以下「基本報酬」という。)の額またはその算定方法の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしています。

イ. 業績連動報酬等に係る業績指標の内容および当該業績連動報酬等の額または数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、現時点においては設けないものとする。なお、業績連動報酬等を設ける場合には、当該業績連動報酬等に係る業績指標の内容および当該業績連動報酬等の額または数の算定方法の決定に関する方針を取締役会において別途決議します。

ウ. 非金銭報酬等の内容および当該非金銭報酬等の額もしくは数またはその算定方法の決定に関する方針

当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するため、非金銭報酬等としてストックオプションを付与する場合があります。付与数は職位及び職責に応じて決定するものとしており、その支給の時期や条件等については、ストックオプションの回次別に取締役会にて決定します。

エ. 基本報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬の割合については、役位、職責、業績貢献などを踏まえ、企業価値増大へのインセンティブが高められるよう最も適切な割合となるよう決定するものとします。

オ. 取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針

上記アからウに記載のとおりであります。なお、業績連動報酬等を新たに設ける場合には、当該業績連動報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を取締役会において別途決議します。

カ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の委任に関する事項

取締役の個人別の報酬等については、取締役会決議にもとづき、代表取締役社長中村慶郎が報酬等の決定に関する全部の事項を委任されるものとします。委任する理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の評価を行うには、代表取締役社長が最も適しているからであります。

(2)当事業年度に係る役員の報酬等の総額

区 分	対象となる 役員の員数	報酬等の総額	報 酬 等 の 種 類 別 の 総 額		
			基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取 締 役 (うち社外取締役)	6人 (2人)	278,400千円 (8,400千円)	278,400千円 (8,400千円)	— (—)	— (—)
監 査 役	3人	18,600千円	18,600千円	—	—
計	9人	297,000千円	297,000千円	—	—

(注) 監査役については全員が社外監査役であるため、内数は記載していません。

5. 各社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	若松俊樹	当事業年度開催の取締役会16回すべてに出席しております。弁護士としての幅広い経験と高い専門性を踏まえ、当社のコーポレートガバナンス強化への貢献や、社外・独立的な立場からの経営への監督、意見陳述を行っていただくという当社の期待に応え、取締役会において当該視点から助言・提言をいただくなど、当社社外取締役として適切な役割を果たしております。
取締役	岩井裕之	当事業年度開催の取締役会16回すべてに出席しております。経営者として長年にわたり経験を積まれており、取締役会において当該視点から助言・提言をいただき、当社社外取締役として適切な役割を果たしております。
監査役	中島由紀子	当事業年度開催の取締役会16回、監査役会12回すべてに出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から、取締役会において当社の経理・コンプライアンス体制の構築・維持についての発言を行っております。また、監査役会において、内部監査やコンプライアンス体制などについて適宜必要な発言を行っております。
監査役	杉浦直樹	当事業年度開催の取締役会16回、監査役会12回すべてに出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から、取締役会において当社の経理・コンプライアンス体制の構築・維持についての発言を行っております。また、監査役会において、内部監査やコンプライアンス体制などについて適宜必要な発言を行っております。
監査役	岩波竜太郎	当事業年度開催の取締役会16回、監査役会12回すべてに出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から、取締役会において当社の経理・コンプライアンス体制の構築・維持についての発言を行っております。また、監査役会において、内部監査やコンプライアンス体制などについて適宜必要な発言を行っております。

6. 社外役員の報酬等の総額

	支給人数	報酬等の額
社外役員の報酬等の総額等	5人	27,000千円

7. 記載内容についての社外役員の意見

記載すべき重要な事項はありません。

4 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 40,440千円

当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 67,540千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務執行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額以外に、前事業年度に係る追加報酬として当事業年度中に支出した額が当社で8,540千円あります。また、子会社において前事業年度に係る報酬額の返還が6,000千円あります。

3. 非監査業務の内容

該当ありません。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5 株式会社の状況に関する重要な事項

記載すべき重要な事項はありません。

<備考>

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結財政状態計算書

(2025年12月31日 現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産)		(負 債)	
流 動 資 産	7,532,065	流 動 負 債	5,417,394
現金及び現金同等物	3,538,337	営業債務及びその他の債務	2,053,727
営業債権及びその他の債権	3,247,336	借 入 金	1,550,440
預 け 金	346,510	未 払 法 人 所 得 税	256,225
その他の流動資産	222,882	リ ー ス 負 債	317,363
小 計	7,355,065	その他の流動負債	1,196,607
売却目的保有資産	177,000	小 計	5,374,364
非 流 動 資 産	8,627,854	売却目的で保有する資産に直接関連する負債	43,030
有形固定資産	196,141	非 流 動 負 債	3,728,234
使用権資産	1,282,049	借 入 金	2,419,431
の れ ん	5,393,812	リ ー ス 負 債	1,003,076
無 形 資 産	48,705	引 当 金	95,150
その他の金融資産	1,569,988	その他の非流動負債	20,101
繰延税金資産	129,141	繰 延 税 金 負 債	190,475
その他の非流動資産	8,015	負 債 合 計	9,145,629
資 産 合 計	16,159,920	(資 本)	
		親会社の所有者に帰属する持分	6,500,823
		資 本 金	354,060
		資 本 剰 余 金	1,803,258
		利 益 剰 余 金	4,553,125
		自 己 株 式	△549,949
		その他の資本の構成要素	340,328
		非 支 配 持 分	513,467
		資 本 合 計	7,014,291
		負 債 及 び 資 本 合 計	16,159,920

連結損益計算書

(自2025年1月1日 至2025年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上収益	15,768,184
売上原価	8,866,298
売上総利益	6,901,886
販売費及び一般管理費	5,514,565
その他の収益	94,907
その他の費用	39,246
営業利益	1,442,982
金融収益	6,397
金融費用	63,842
税引前利益	1,385,536
法人所得税費用	520,144
当期利益	865,392
当期利益の帰属	
親会社の所有者	816,839
非支配持分	48,553
当期利益	865,392

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

貸借対照表

(2025年12月31日 現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,269,294	流 動 負 債	3,312,689
現金及び預金	223,260	短期借入金	864,000
売 掛 金	174,060	1年内返済予定の長期借入金	531,276
前 払 費 用	45,857	関係会社短期借入金	1,338,500
関係会社短期貸付金	2,183,209	未 払 金	353,433
そ の 他	90,996	未 払 費 用	36,532
貸 倒 引 当 金	△448,089	未 払 配 当 金	420
固 定 資 産	4,130,160	未 払 消 費 税 等	34,417
有 形 固 定 資 産	68,652	未 払 法 人 税 等	37,346
建 物	61,565	前 受 金	65,953
工具、器具及び備品	7,087	預 り 金	40,328
無 形 固 定 資 産	35,039	そ の 他	10,481
ソ フ ト ウ ェ ア	35,039	固 定 負 債	1,886,176
投資その他の資産	4,026,468	長 期 借 入 金	1,867,541
関係会社株式	3,875,645	関係会社事業損失引当金	18,635
関係会社長期貸付金	31,160	負 債 合 計	5,198,866
繰 延 税 金 資 産	17,415	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	102,247	株 主 資 本	1,200,588
資 産 合 計	6,399,455	資 本 金	354,060
		資 本 剰 余 金	281,315
		資 本 準 備 金	281,315
		利 益 剰 余 金	1,115,162
		そ の 他 利 益 剰 余 金	1,115,162
		繰 越 利 益 剰 余 金	1,115,162
		自 己 株 式	△549,949
		純 資 産 合 計	1,200,588
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	6,399,455

損益計算書

(自2025年1月1日 至2025年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
営業収益	1,287,417
営業費用	1,212,227
営業利益	75,190
営業外収益	
受取利息	24,406
その他の	792
営業外費用	
支払利息	46,154
支払手数料	2,573
その他の	3
経常利益	51,656
特別損失	
関係会社事業損失引当金繰入	9,811
貸倒引当金繰入額	98,052
税引前当期純損失	△56,207
法人税、住民税及び事業税	45,030
法人税等調整額	△14,952
当期純損失	△86,285

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2026年2月24日

株式会社Orchestra Holdings
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 小野原 徳郎
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 八幡 正博
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社Orchestra Holdingsの2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社Orchestra Holdings及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守

したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2026年2月24日

株式会社Orchestra Holdings
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 小野原 徳郎
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 八幡 正博
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社Orchestra Holdingsの2025年1月1日から2025年12月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第17期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月24日

株式会社Orchestra Holdings 監査役会

常勤監査役
(社外監査役) 中島由紀子 ㊟

監査役
(社外監査役) 杉浦直樹 ㊟

監査役
(社外監査役) 岩波竜太郎 ㊟

以上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines.

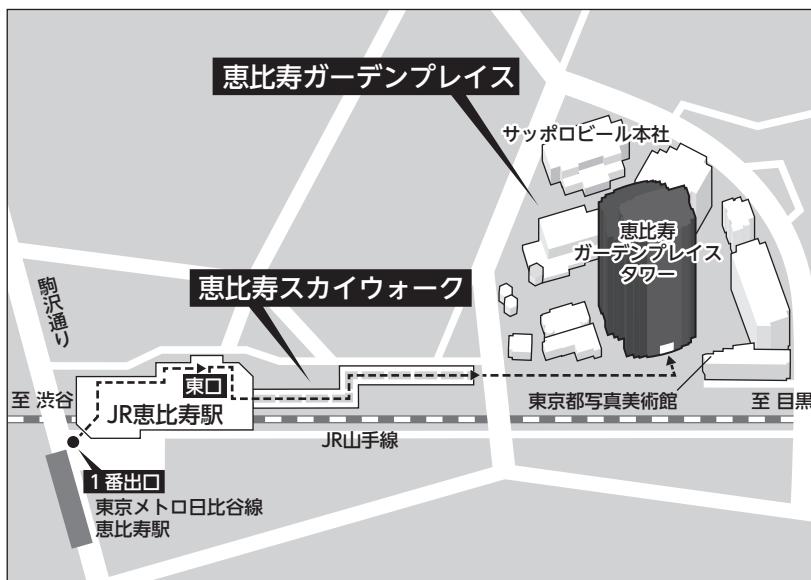
定時株主総会会場ご案内図

会場

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号 恵比寿ガーデンプレイスタワー 8階
株式会社Orchestra Holdings 本社会議室

交通

- J R 山手線・埼京線 恵比寿駅東口から
恵比寿スカイウォークで徒歩約5分
- 東京メトロ日比谷線 恵比寿駅 1 番出口から
正面のエスカレーターに乗り、J R 恵比寿駅東口から
恵比寿スカイウォークで徒歩約10分



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。